

29 年度

# 債務負担行為見積書

(財政課長調整結果)

局名 **県土整備局** 所属名 **都市公園課 (直通 045-210-6221)** (単位 千円)

事項	都市公園指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	72,437			平成29年度 ～ 平成31年度	72,437	-	-	-	72,437

査定額	66,059			平成29年度 ～ 平成31年度	66,059	-	-	-	66,059
-----	--------	--	--	-----------------------	--------	---	---	---	--------

事業概要 (新規分)

1 事業の概要  
 県立都市公園25公園は、平成18年4月から保土ヶ谷公園、三ツ池公園、境川遊水地公園、おだわら諏訪の原公園を除く21公園が、平成21年4月から全25公園が地方自治法第244条の2に基づき指定管理を導入している。  
 それら25公園のうち、平成29年度に新たに区域を拡大する部分等に係る指定管理費について、債務負担行為を設定する。

2 債務負担行為設定理由  
 指定管理期間が平成31年度までであるため、3年間の債務負担行為を設定する。

3 限度額の積算内訳

年度	H29～31
指定管理料 (一般財源)	66,059

【調整の内容】  
 所要経費を調整のうえ、計上。